

6. 遮断機のない踏切の廃止や踏切保安設備の整備が行われるまでの間の暫定対策

遮断機のない踏切の廃止や踏切保安設備の整備が行われるまでの間、次ページの「コラム」にあるような啓発活動のほか、以下のような暫定対策を講じることにより、少しでも安全性を向上させ、当面の事故を防止することが必要です。

(踏切関連設備)

第4種踏切道の安全性を向上させるための措置としては、以下のものが挙げられます。踏切の廃止や踏切保安設備の整備といった具体的な対策が講じられるまでの間、少しでも事故発生リスクを減らすため、このような措置も含め、踏切環境に応じた効果的な措置を検討し、安全確保を図ることが望まれます。

- ・ 踏切通行者を規制する措置
 - － 自動車の通行を止める杭の設置
 - － 自転車から降りないと通れない柵の設置
- ・ 列車の接近に気づきやすくするための措置
 - － 踏切周囲の除草、防草土・防草シートの施工
 - － 気笛吹鳴標識の設置
- ・ 踏切の存在をわかりやすくし、通行者の注意を喚起する措置
 - － 踏切注意柵、注意看板の設置
 - － 道路標示
 - － 路面への一時停止位置の表示
 - － ストップサイン（通行者に一時停止を促すための標示で、夜間はLEDの点滅により視認性を確保）
 - － 踏切照明の設置



自転車から降りないと通れない柵の設置例



ストップサインの設置例

(交通規制)

また、これらの措置に加え、多少の遠回りになっても受忍限度が高いと考えられる、動力を有する自動車、自動二輪車、原動機付自転車については、安全性の高い立体交差道路又は第1種踏切道に迂回してもらうことが、事故発生リスクの軽減に有効と考えられます。特に自動車については、ある程度踏切内に車の先端を進入させないと列車の接近が確認できない踏切もあり、危険性が高いと考えられます。

このため、道路交通流を能動的にマネジメントする観点から、関係行政機関の協力を得て、第3種・第4種踏切道への交通規制をより積極的に講じることが望まれます。

踏切事故防止に向けての啓発活動について

踏切事故を防止するにあたっては、踏切を通行する歩行者、自動車等を運転する方の交通ルールの遵守、安全意識の向上も重要であることから、日頃から鉄軌道事業者・自治体等の関係者により啓発活動が実施されています。

また、春・秋の全国交通安全運動期間等に、踏切事故防止運動におけるキャンペーン活動が行われていますが、これには、鉄軌道事業者や警察・道路管理者を含めた自治体関係者のほか、各地域の交通安全協会、運輸関係各協会、国から地方運輸局等の関係者も参加し、以下のような啓発活動が具体的に実施されています。

① 街頭啓発

踏切道付近や駅構内において、チラシ・グッズ等を配布する等、踏切利用者等に対する安全通行についての街頭啓発

② 広報啓発

駅や列車内のほかラジオを媒体として定期的に事故防止を呼びかける放送や、駅等でのポスターや大型電光ディスプレイ等による事故防止についての広報啓発

③ 高齢者や子どもを対象とした啓発活動

特に、高齢者が関係する事故が多いことや幼少期における安全教育が重要であることから、高齢者に向けた踏切事故防止のチラシを作成して高齢者施設、病院等の医療機関や老人クラブ連合会等に対して配布の協力依頼や、幼児・小学生等を対象とした踏切道における通行指導等



〔高齢者に向けた啓発チラシ (中国運輸局作成)〕



〔「てつどう教室」での啓発活動 (関東運輸局・富士急行共催)〕

これらの啓発活動により、踏切事故防止に対する意識の向上が促され、踏切事故発生の減少に結びつくことを切に願ってやみません。